

《WLJ 判例コラム》第 271 号

再保険取引と外国子会社合算税制

～東京地裁令和 4 年 1 月 20 日判決¹～

文献番号 2022WLJCC023

関西大学会計専門職大学院 教授
中村 繁隆

1. はじめに

本事件は、租税特別措置法(平成 29 年法律第 4 号による改正前のもの。以下、措置法という)68 条の 90 第 1 項に定める、いわゆる外国子会社合算税制(以下、CFC 税制と表記する場合もある)の適用の可否が争点となった事案である。本事件は、ある資料において「キャプティブへの CFC 税制適用事案」の 1 つとして紹介されている事件である²。キャプティブ(captive)とは、一般的に自社及び自社グループのリスクを専門的に引き受けるための保険子会社をいう³。

本コラムは、外国子会社配当益金不算入制度(法人税法 23 条の 2)が平成 21 年度税制改正によって導入されたことから、外国子会社合算税制を日本の課税ベース浸食への対抗措置として捉える考え方が有力となったとする見解⁴を参考にして、本事件で示された東京地裁の判断に対し、若干の考察を試みるものである。

2. 事案の概要

連結納税の承認を受けた内国法人である原告は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの連結事業年度(以下、本件連結事業年度という)及び課税事業年度の法人税及び地方法人税の確定申告をしたところ、処分行政庁から、英領バミューダ諸島(以下、バミューダという)において設立された原告の子会社である a 社⁵が非関連者であるメキシコの保険会社 c 社との間で締結した再保険契約(以下、本件再保険契約という)に係る収入保険料が、租税特別措置法施行令(平成 28 年政令第 159 号による改正前のもの。以下、措置法施行令という)39 条の 117 第 8 項 5 号括弧書

き(以下、本件括弧書きという)にいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料」に該当せず、外国子会社合算税制の適用除外要件のうち、いわゆる非関連者基準を満たさない⁶などとして、平成30年6月27日付けで法人税及び地方法人税に係る各更正処分並びにこれらに伴う過少申告加算税の各賦課決定処分(以下、それぞれ本件法人税当初賦課決定処分、本件地方法人税当初賦課決定処分という)を受けた。なお、処分行政庁は、令和2年7月31日付けで法人税額及び地方法人税額を増額する旨の各再更正処分(以下、それぞれ本件法人税再更正処分、本件地方法人税再更正処分という)並びにこれらに伴う過少申告加算税の各賦課決定処分を行っている。

本事件は、原告が、本件法人税再更正処分及び本件地方法人税再更正処分のうち原告主張額を超える部分並びに本件法人税当初賦課決定処分及び本件地方法人税当初賦課決定処分のうち原告主張額を超える部分の取消しを求める事案である。

本事件の争点は、本件再保険契約に係る収入保険料が、本件括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料」に該当するか否かである。なお、本件再保険契約は、c社が原告の関連者であるメキシコ法人b社⁷との間で締結した保険契約(以下、本件元受保険契約という)において引き受けた全保険リスクの70%をa社に対して再保険に付し、a社が同リスクを引き受けることを内容とする契約である。また、b社とc社との間で、本件元受保険契約に付随する両当事者の義務等を定める役務提供契約も締結されている。

3. 双方の主張

まず、争点である本件括弧書きにいう「保険の目的」の解釈について。原告は、本件括弧書きが定められた平成7年度税制改正当時の商法(以下、旧商法という場合には、この当時の商法をいう)における「保険ノ目的」の解釈を参照⁸し、本件括弧書きにおける「保険の目的」とは「保険事故発生の客体」を意味するものである旨、主張する。一方、被告は、「旧商法における「保険ノ目的」は、保険法における「保険の目的物」と同義であり、…それにもかかわらず、本件括弧書きの「保険の目的」が「保険の目的物」と同義であると解することは困難である」と反論しつつ、「保険の目的」とは、経済需要を生じさせる保険事故が生じた際に保険契約に基づき保険金の支払を受けることにより保障、填補を得ようとする対象のことをいうものと解するのが相当であると主張する。

次に、本件元受保険契約における「保険の目的」について。原告は、本件各顧客の生命又は身体を保険の目的とする保険である旨、主張する。その根拠として、本件元受保険契約における保険事故が本件各顧客の死亡等⁹であり、本件クレジット債権が弁済不能になったこと又はそのおそれがあることなど、本件クレジット債権に着目した事由が保険事故とされていないことなどを挙げる。一方、被告は、b社が有する本件クレジット債権を保険の目的とする保険である旨、主張

する。被告は原告の主張に対し、保険の目的は個別の保険契約の契約条項等の内容に応じて把握すべきものであり、保険契約の条項の一部にのみ着目するのは適切でない、などとして反論している。

4. 東京地裁の判断

東京地裁は、まず本件括弧書きにいう「保険の目的」の解釈に関して以下のとおり判示した。「本件括弧書きが規定された趣旨に照らせば、本件括弧書きは、関連者取引に再保険取引の形で非関連者を介在させることにより非関連者基準が充足されることを制限するため、特定外国子会社等が、形式的には非関連者から再保険に係る保険料を収受している場合であっても、元受保険契約により保障や填補を得ようとする対象が関連者について生じる経済的不利益である場合には、当該再保険契約は、実質的には関連者の保険危険を負担するものにほかならないとして、これを非関連者に係る収入保険料には含めずに非関連者基準の判定を行うこととしたものと解される。そうすると、本件括弧書きにいう「保険の目的」とは、保険事故が生じた際に保険契約に基づき保険金の支払を受けることにより保障、填補を得ようとする対象のことをいうものと解するのが相当である」。

次に、本件元受保険契約における「保険の目的」に関し、東京地裁は「本件括弧書きにいう「保険の目的」は、保険事故が生じた際に保険契約に基づき保険金の支払を受けることにより保障、填補を得ようとする対象のことをいい、保険契約における保険事故や免責事由の定めのみではなく、個々の保険契約の内容や取引の実態等を踏まえて実質的に判断するのが相当であるから、以下、これに従って本件元受保険契約における「保険の目的」について検討する」として、本件クレジット契約と本件元受保険契約との関係及び同契約の内容等を順次確認した後、「本件元受保険契約は、関連者であるb社が有する本件クレジット債権を保険の目的とする保険であって、本件再保険契約に係る収入保険料は「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料」には該当しない」と判示し、原告の請求を棄却した。

5. 検討

5.1. キャプティブ保険子会社に対する税制改正の沿革

5.2. で検討を行う前に、キャプティブ保険子会社に対する税制改正の沿革を整理する。

まず、平成29年度税制改正では、非関連者基準の判定における第三者介在取引に関する見直しが行われた(租税特別措置法施行令39条の14の3第29項)。当該改正前のCFC税制の下でも、非関連者を介在させることについて「相当の理由」がなければ関連者間取引とみなすという規定(当該改正前の租税特別措置法施行令39条の17第11項)が存在し、一見、非関連者介在取引に対する規制として十分であるかのように思われるが、キャプティブの再保険契約の場合、わ

が国の保険業法上、免許を有しない会社との保険契約が禁止されているために(保険業法 2 条 1 項及び 3 条 1 項)、国内の保険会社を介在させて再保険契約を締結することについて「相当の理由」が認められることとなり、規制の対象外となっていた¹⁰。

次に、平成 31 年度税制改正では、事実上のキャッシュボックスの範囲の改正が行われた(租税特別措置法 66 条の 6 第 2 項 2 号ハ)。これについては、「日本企業の海外のキャプティブ保険子会社を事実上のキャッシュボックスとして合算課税の適用対象にすることを意図した規定であると思われます¹¹」との意見がある。

本事件は、これらの税制改正前の事件であるが、上記の沿革のとおり、キャプティブ保険子会社に対する税務当局の目は厳しくなっている¹²。ただ、キャプティブ保険子会社に対するこれらの税制改正においては、1 つの課税上の前提があると思われる¹³。それは、元受保険契約が日本国内で締結される一方、再保険契約は日本の保険会社と海外のキャプティブ保険子会社との間で締結される、という点である¹⁴。

5.2. 本事件は日本の課税ベースを不当に浸食したのか

本事件は、そもそも日本の所得が海外に流出しているのかという根本的な疑問が残る¹⁵、と指摘されている。なぜなら、日本の保険業法の免許制の下で日本国内にキャプティブ保険子会社を設立することが実務上極めて困難だからである¹⁶。そして、「日本国内にキャプティブ子会社を作ることが事実上できないとすると、バミューダのキャプティブ子会社の所得が「日本の課税対象」であったとは考えにくく、日本の所得が海外に流出している状況にない中で CFC 税制を適用して課税するのは、CFC 税制の趣旨にも反するのではないか」との専門家の意見が紹介されている¹⁷。

上記の意見に 1 点補足するならば、本件元受保険契約が b 社と c 社との間(メキシコ内)、本件再保険契約が a 社と c 社との間(バミューダとメキシコ間)となっており、本事件では、上記 5.1. で述べた課税上の前提が成立していない点が指摘できるのではなかろうか。

以上をまとめると、上記の専門家の意見及び補足した内容は、冒頭に紹介した見解に相応すると考えられる。そして、その見解を参考にすれば、外国子会社合算税制の適用を認めた東京地裁の判断過程において、本事件が日本の課税ベースをどのように不当に浸食したのかについて、最初に述べておく必要があったのではなかろうか。ちなみに、東京地裁はまず、措置法 68 条の 9 0 第 1 項(外国子会社合算税制の基本規定)と第 3 項(適用除外要件)について、デンソー事件最高裁判決¹⁸を引用した後、本事件の争点である非関連者基準へと論理展開していくが、冒頭に紹介した見解については、全く触れていない。

6. おわりに

本コラムでは、再保険契約に対する外国子会社合算税制の適用問題について、同税制を日本の

課税ベース浸食への対抗措置として捉える考え方が有力となったとする見解を参考に、若干の検討を行った。その検討結果から明らかになったことは、本件再保険契約に係る収入保険料が本件括弧書きにいう「関連者以外の者が有する資産又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入保険料」に該当するか否かという以前に、本件元受保険契約及び本件再保険契約等に基づく一連の取引が日本の課税ベースをどのように不当に浸食したのかについて、東京地裁の判断過程で明示されていない点に根本的な疑問がある、ということである。

最後に、本事件は控訴されている¹⁹。控訴審の判断が待たれるところである。

(掲載日 2022年8月29日)

¹ [ウェストロー・ジャパン文献番号 2022WLJPCA01208001](#)。

² 「詳報 キャプティブへの CFC 税制適用事案」 T & A Master 924 号 4 頁(2022)以下。

³ 前掲注 2・4 頁参照。

⁴ 増井良啓・宮崎裕子『国際租税法〔第4版〕』東京大学出版会 187 頁(2019)参照。

⁵ a 社は、バミューダにおいて 2005(平成 17)年 3 月 15 日に設立され、バミューダ保険法に基づく保険会社として登記された法人であって、その主たる事業は保険業である。a 社は、原告の本件連結事業年度における特定外国子会社等(措置法 68 条の 90 第 1 項)に該当する。

⁶ a 社の 2015(平成 27)年 4 月 1 日に開始し 2016(平成 28)年 3 月 31 日に終了する事業年度(以下、本件 a 社事業年度という)における a 社の収入保険料の総額は 5 億 2521 万 4976 米ドル(①)であったところ、そのうち c 社を除く非関連者から受領した収入保険料は 2 億 5318 万 3120 米ドル(②)であり、c 社から受領した本件再保険契約に基づく収入保険料は 1149 万 3075 米ドル(③)であった。上記②の金額は上記①の金額の 100 分の 50 を超えない(非関連者基準を充足しない)が、上記②の金額に上記③の金額を加算すると、上記①の金額の 100 分の 50 を超えることとなる(非関連者基準を充足する)。

⁷ b 社は、メキシコに所在する金融業を営む外国法人である。b 社は、原告と特殊の関係にある法人(措置法施行令 39 条の 117 第 7 項 5 号)として、本件 a 社事業年度における原告の関連者に該当する。b 社は、原告の企業グループが製造する自動車を割賦で購入しようとする者(以下、本件各顧客という)との間で、購入資金を貸し付けることを内容とする契約(以下、本件クレジット契約といい、本件クレジット契約に基づく貸金債権を本件クレジット債権という)を締結していた。

⁸ 原告の主張によれば、本件括弧書きの「保険の目的」は租税法令固有の概念であるが、物保険については旧商法と同一の文言が用いられている以上、旧商法の借用概念と解すべきであるとした上で、本件括弧書きにおける責

任保険及び生命保険に係る「保険の目的」の解釈に当たっても、物保険に関する上記の解釈を援用して解することが合理的である、とする。

⁹ 本件各顧客の死亡等とは、本件各顧客の「死亡」、「失業」、「恒久的な全身の障害」及び「一時的な全身の障害」をいう。

¹⁰ 藤枝純・角田伸広『タックス・ヘイブン対策税制の実務詳解〔第2版〕』中央経済社 198頁(2020)参照。

¹¹ 森・濱田松本法律事務所「平成31年度税制改正大綱」TAX LAW NEWSLETTER Vol.33(2019)12頁。

¹² 前掲注2・4頁参照。

¹³ なぜなら、外国子会社合算税制は、外国子会社配当益金不算入制度による部分的なテリトリアル課税の下で、日本から事業及び資産が不当に移転することを防止するという意味において、一定の意義があるとされているからである。デジタル経済下における国際課税研究会(令和3年8月19日)「デジタル経済下における国際課税のあり方について(デジタル経済下における国際課税研究会中間報告書)」5頁参照。この中間報告書は、経済産業省のWebページの「デジタル経済下における国際課税研究会 中間報告書」https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/international_taxation/20210819_report.html(2022年8月23日訪問)からPDFをダウンロードすることができる。

¹⁴ 冒頭で紹介した資料の8頁で取り上げられた2件目の事件(東京地判令和4年3月10日判例集未掲載)では、元受保険契約は内国法人間で締結され、再保険契約は内国法人とハワイに存するキャプティブ保険会社との間で締結されているようである。

¹⁵ 「東京地裁、日産自へのCFC税制適用支持 キャプティブ保険子会社は非関連者基準を満たしていないと判断」T & A Master 919号14頁(2022)参照。

¹⁶ 同上。

¹⁷ 同上。

¹⁸ 最判平成29年10月24日民集71巻8号1522頁、[ウエストロー・ジャパン文献番号 2017WLJPCA1024900](#)
[1](#)。

¹⁹ 前掲注15・14頁参照。